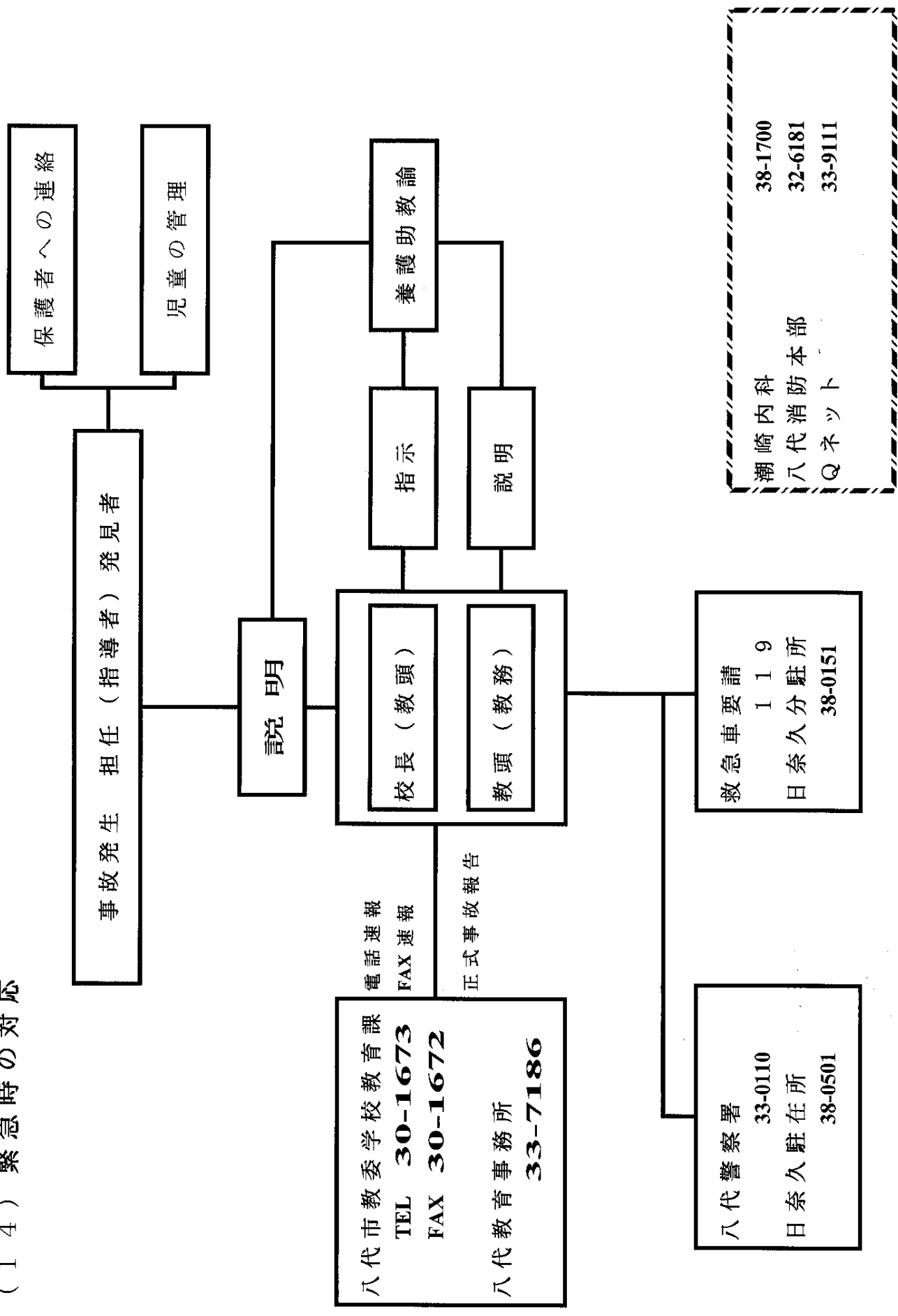


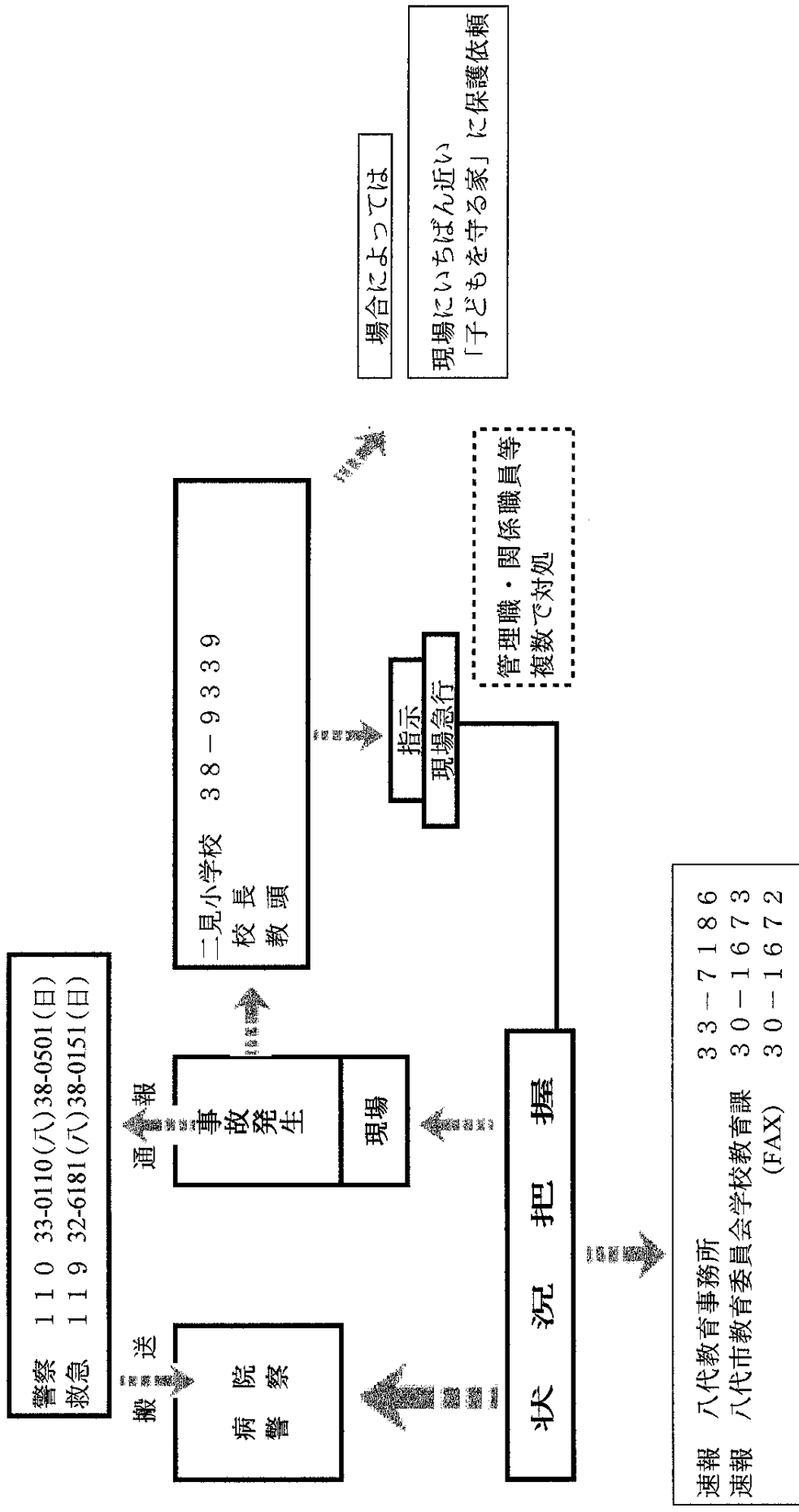
危機管理マニュアル

八代市立二見小学校

(1 4) 緊急時の対応

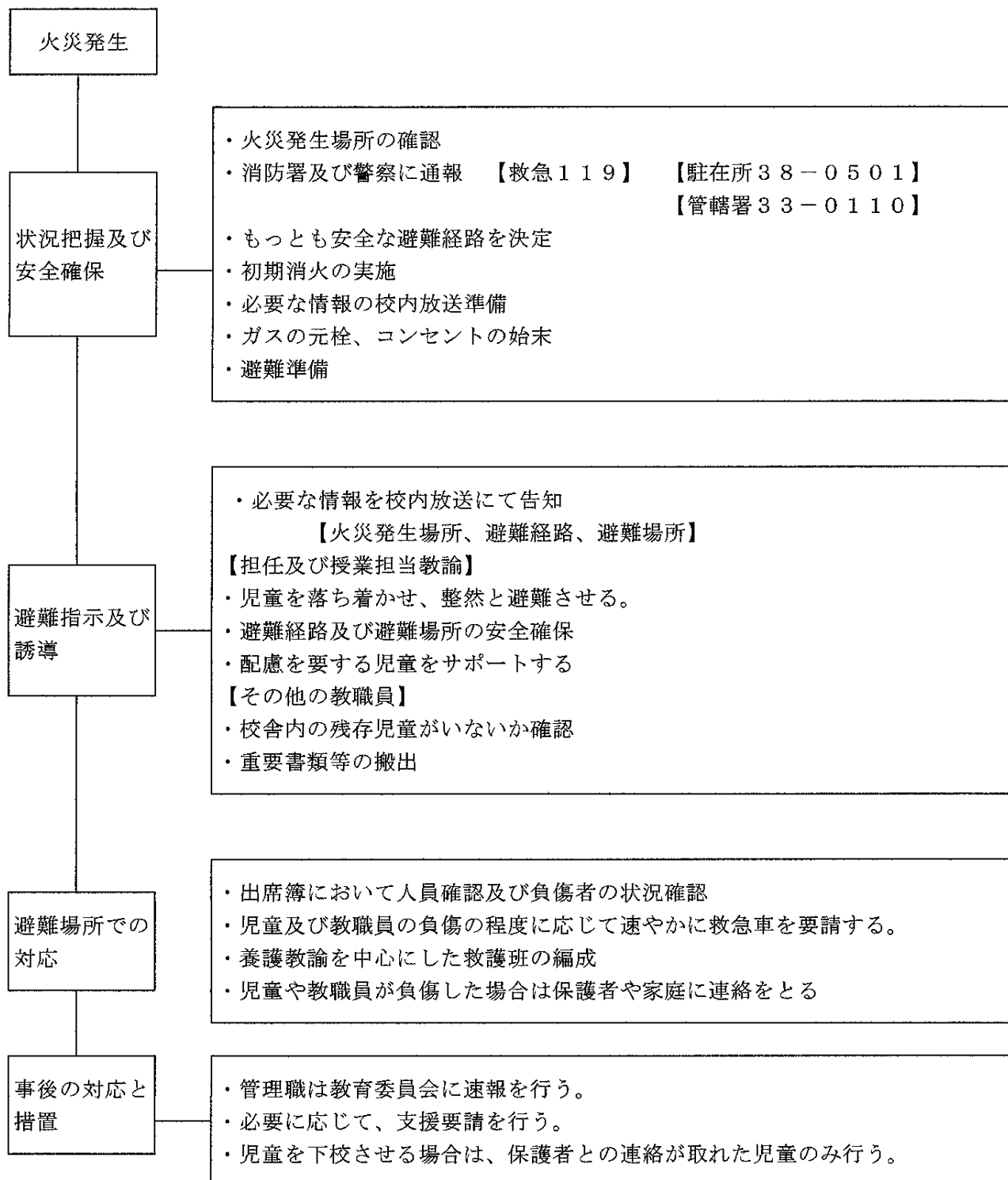


(14) - 2 長期休業中の緊急対応マニュアル



- ※ 関係機関との連絡を密にして、事故の全容を把握した時点で、教育事務所及び教育委員会に正式に事故報告を行う。
- ※ 校外への対応については窓口を一本化し、軽率な言動をとらない。
- ※ 事故発生の原因を追求し、再発しない指導体制を整える。
- ※ 関係職員は記録に心がけ、後の説明に矛盾が生じないように心がける。

(14) - 3 火災発生時の対応



(14)－4 自然災害－地震並びに津波の対応

①事前の危機管理

○体制整備と備蓄

- ・安全担当者のリーダーシップと全ての教職員の分担を明確にする。
- ・保護者や地域、自治体等と連携した体制整備を行う。
- ・地域特性から予想される二次災害の洗い出しを行う。
(地震、余震→家屋倒壊、土砂災害、地盤沈下、火事、津波)
- ・備品や備蓄は保管場所にも配慮をする。

○点検

- ・計画的な安全点検（定期、臨時、日常）
- ・非構造部材の点検（天井、照明、本棚、教育機器 等）
- ・避難経路や避難場所の点検（道路工事、通行障害 等）

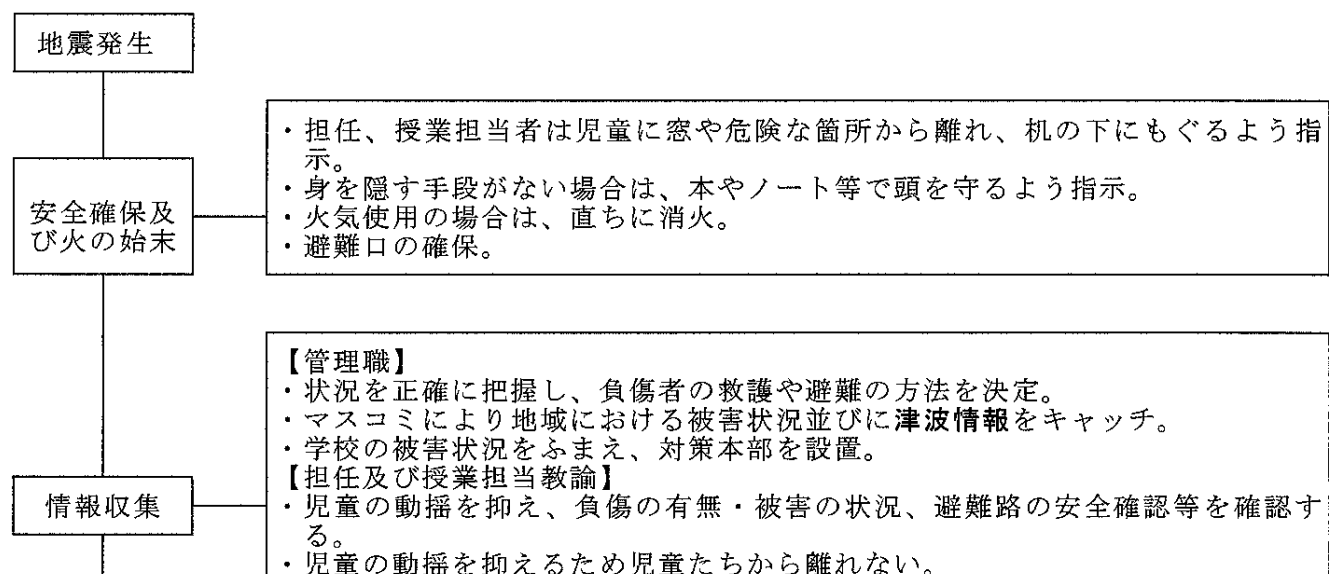
○避難訓練

- ・基本行動は「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所への避難
 - 1 学期：水防訓練（一斉下校→緊急連絡網の確認）→職員の対応体制確認
 - 2 学期：地震・津波訓練（避難場所・避難経路の確認）→職員の対応体制確認
児童の危険回避能力の醸成 一次避難、二次避難の訓練
 - 3 学期：火災訓練（避難場所・避難経路の確認）→職員の対応体制確認
- ・避難経路は複数確保する。（運動場または道路）
- ・訓練・評価・改善のサイクルで実践的なマニュアルにする。
- ・初期対応、二次対応（揺れが収まった後、より安全な場所への避難）、保護者への引き渡しの訓練で実践力を高める。
- ・避難場所の確認（運動場→山）
 - *教室（机の下にもぐって、机の脚をしっかりとつかむ。）
 - *廊下（柱にもたれて頭を守る）
 - *運動場（その場でかがむ）

○教職員研修等

- ・学校安全の中核となる教員を養成し、校内研修や訓練の充実を図る。
- ・地域や関係機関・団体との連携による人材等の活用をする。

②発生時の危機管理

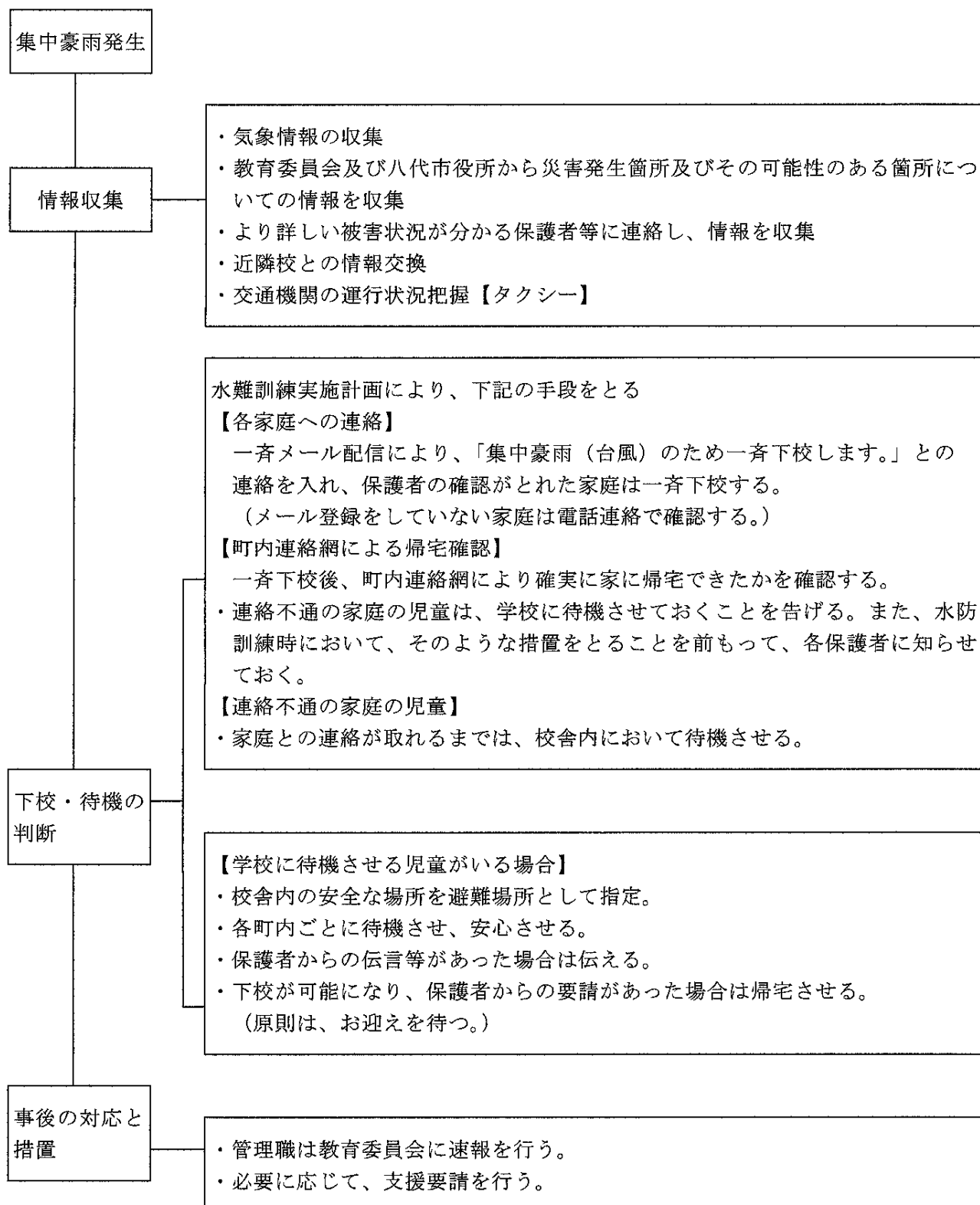




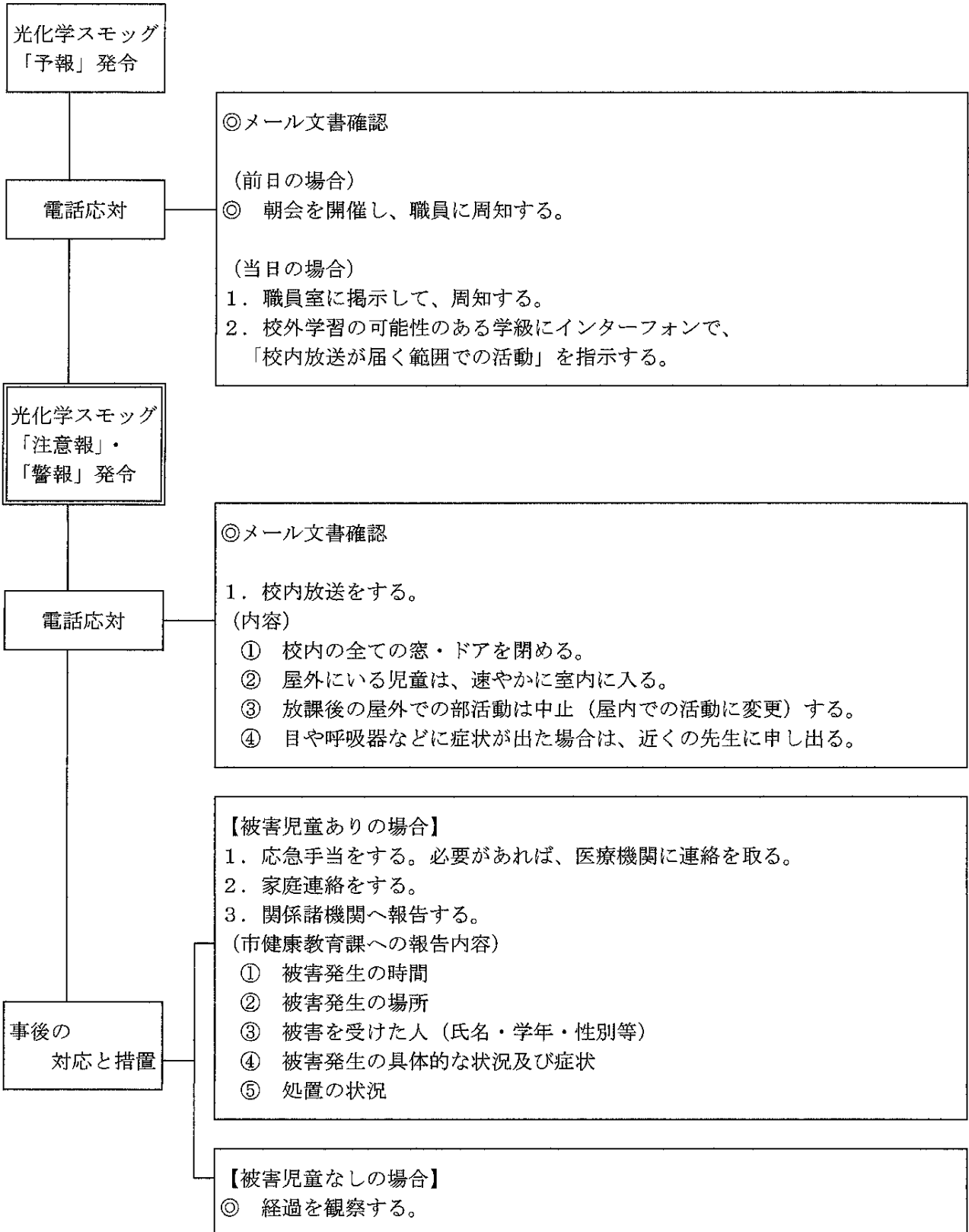
③事後の危機管理

- ・避難所協力→教職員が協力できる内容を地域や防災担当部局と整備しておく。
- ・心のケア→健康観察によるストレス症状等の把握と対応をする。
- ・原子力災害→情報収集と適切な退避・避難行動をとる。
- ・引き渡し（待機）→保護者と連絡がとれた家庭は引き渡す。
連絡がつくまで学校待機。
- ・安否確認→連絡、通信手段の複線化

(14) - 5 自然災害－集中豪雨（台風）時の対応



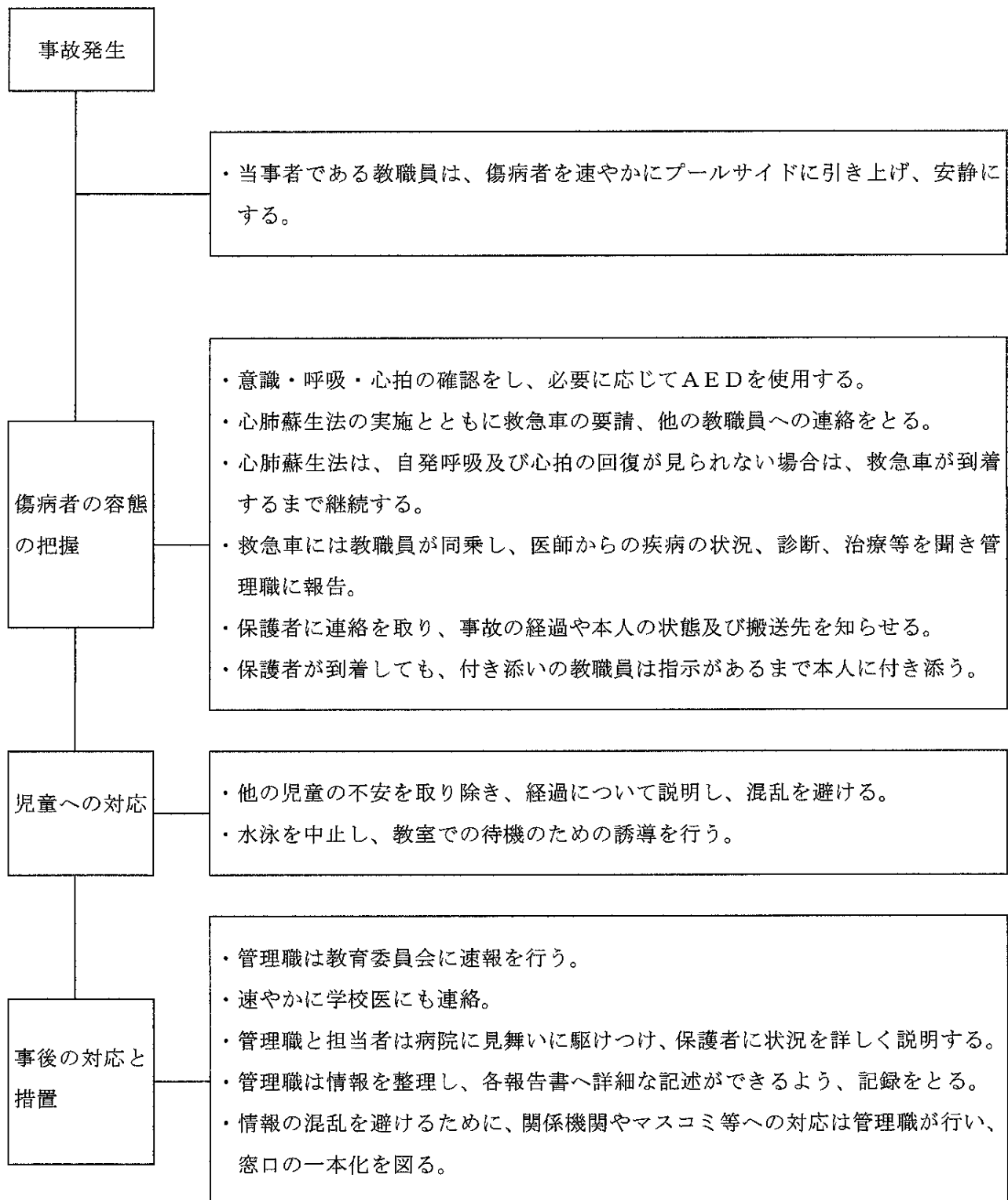
(14)ー6 自然災害ー光化学スモッグ発生時の対応



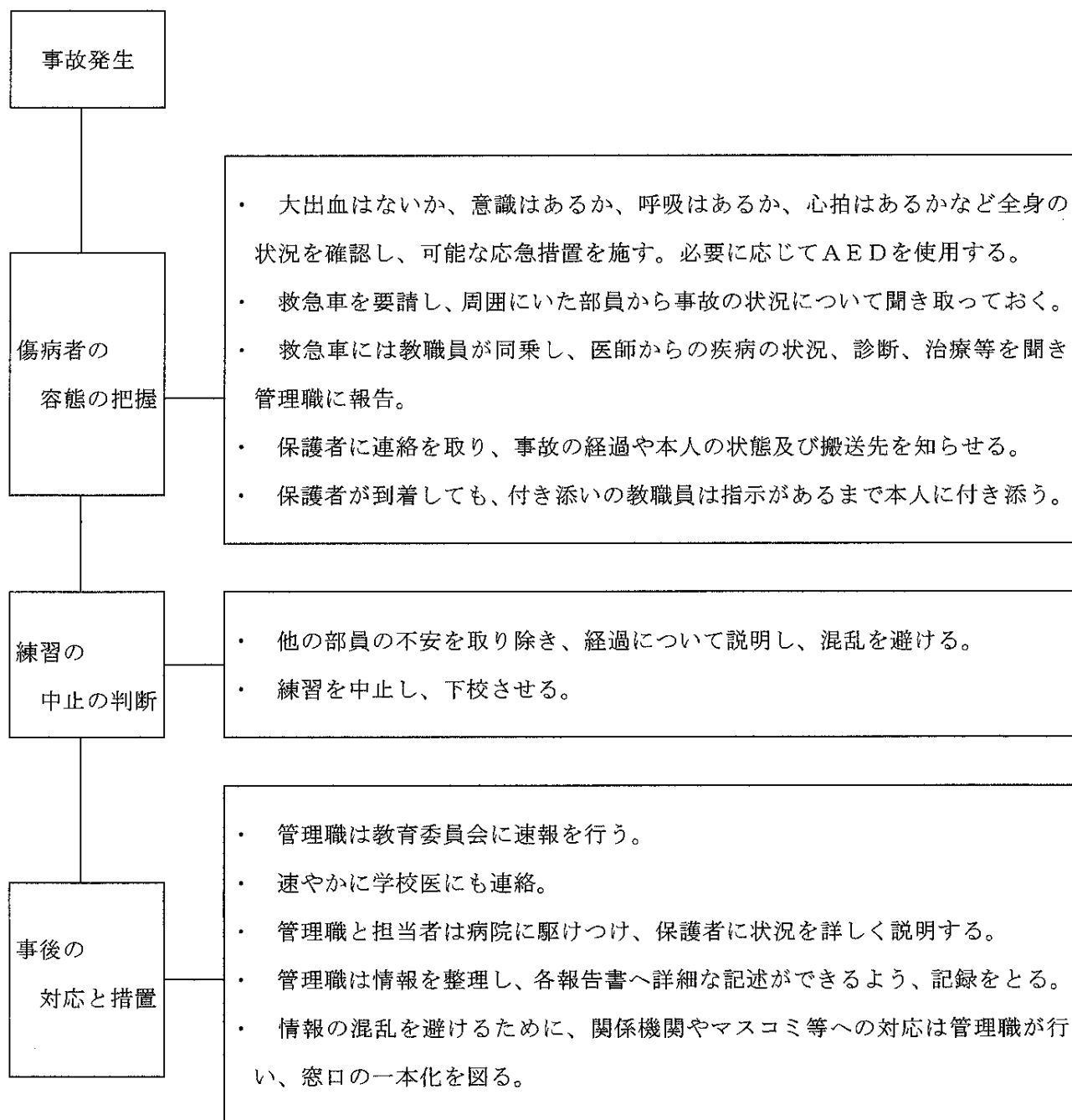
(14) - 7 不審者の学校敷地内への侵入時の対応

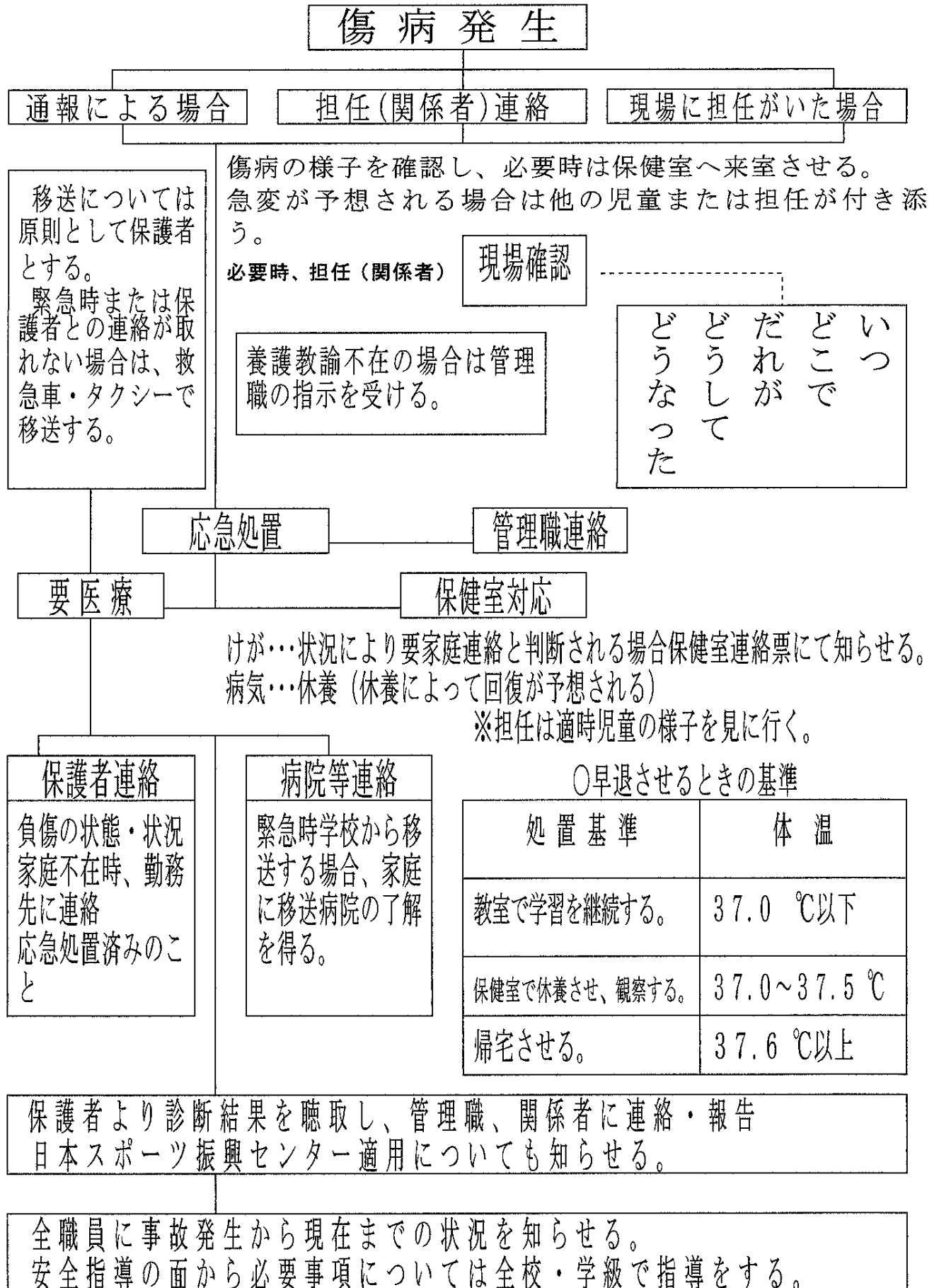
発 見	1 第一発見者は直ちに校長（教頭）に連絡する。インターフォン使用 児童に緊急給連絡カードを隣接学年と職員室に持って行かせる。
対 応	1 職員室にいる職員が侵入者に対応し、その場に留める措置をとる。 （担任及び指導中の職員は児童から離れない。） 2 校長（教頭）による判断で、インターフォン・伝令などで児童生徒に注意の喚起や避難を連絡。 （緊急かつやむを得ない場合は、校内放送もあり得る。） 3 警察への通報 1 1 0 日奈久駐在所 3 3 - 0 5 0 1 八代警察署 3 3 - 0 1 1 0 4 教育委員会への通報
	授業中に起こった場合は、指導中の教諭は絶対児童から離れない。休み時間に起こった場合は、担任が児童から離れているときは児童のもとへ駆け付ける。年休・出張などで担任不在の場合は、校長（教頭）指揮のもと、代わりの職員が児童のもとへ駆け付ける。
避難誘導	1 侵入者を児童に近づけさせないこと。 2 状況判断のもと、インターフォン・伝令などで指示。（校内放送もあり得る） 判断によっては、①体育館に全員入って、中から鍵を閉める。 ②教室にとどまり、中から鍵を閉める。 等、現地からの避難場所を想定しておく 3 校長は万一の事故を考え、全体指揮がとれるよう留意しておく。 ・救急関係 ・捜査関係
対 応	1 マスコミ・・・・・・窓口の一本化（校長または教頭）
反 省	1 職員会議 （対応の反省、予防策不備の検討） 2 事件経過報告 （時間を追っての詳細な記録） 3 保護者への説明と、今後の予防改善策依頼

(14) - 8 授業（水泳）中の事故発生時の対応



(14) - 9 運動部活動の事故発生時の対応





保護者より診断結果を聴取し、管理職、関係者に連絡・報告
日本スポーツ振興センター適用についても知らせる。

全職員に事故発生から現在までの状況を知らせる。
安全指導の面から必要事項については全校・学級で指導をする。

(14) - 11 いじめ・不登校等発生時の対応

1. 目的

いじめ・不登校等を未然に防止し、早期発見に努め、児童に健全な学校生活を送らせるために、この対応策を整備する。

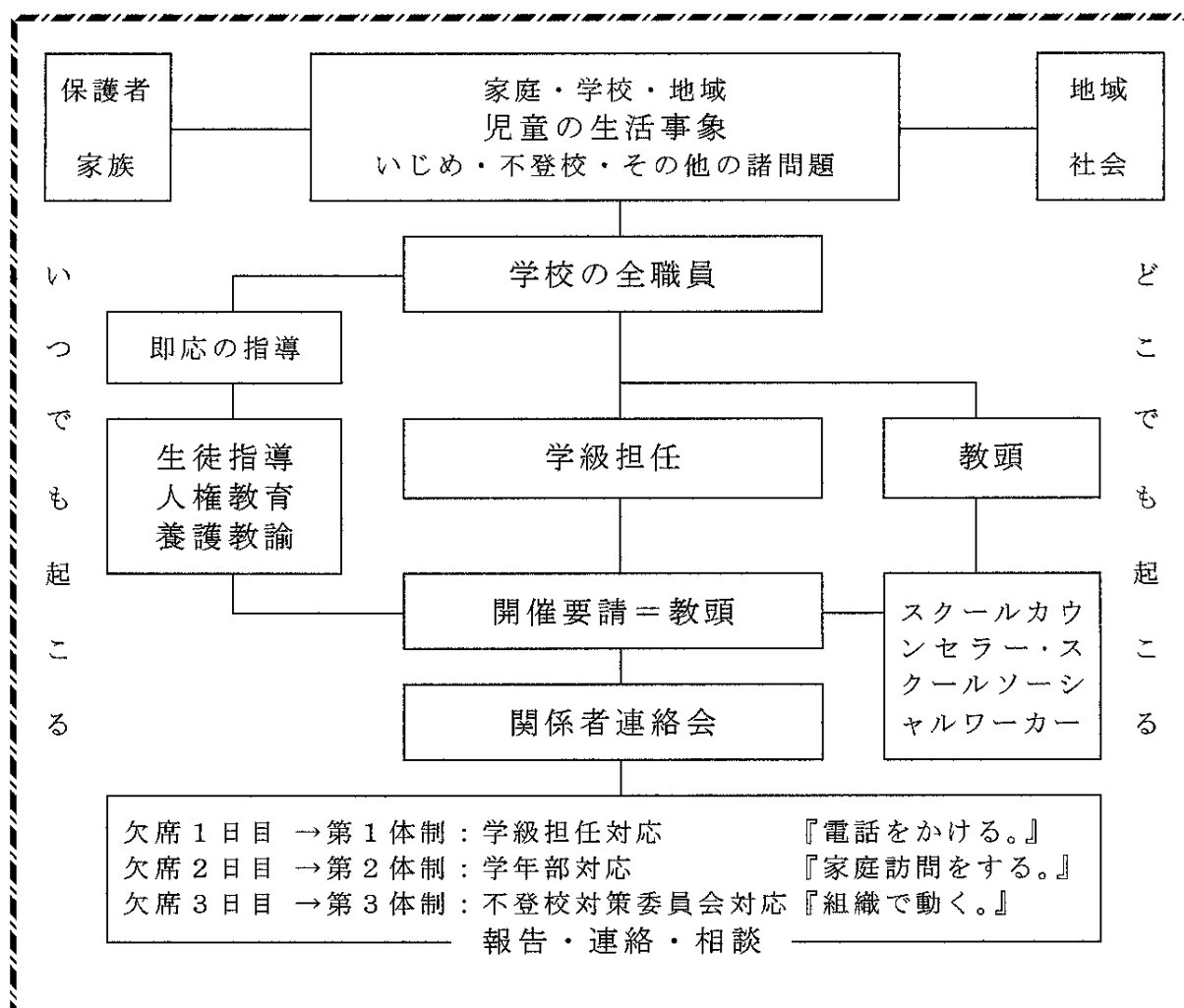
2. 未然防止・早期発見のために

学級担任を中心として、事象の内容に応じて生徒指導主任や人権教育主任、養護教諭との連携を図りながら、誠意を持って、受容的・共感的な指導・教育相談を重視する。また、「報告・連絡・相談」を密にする。

3. 解消のための指導・相談体制

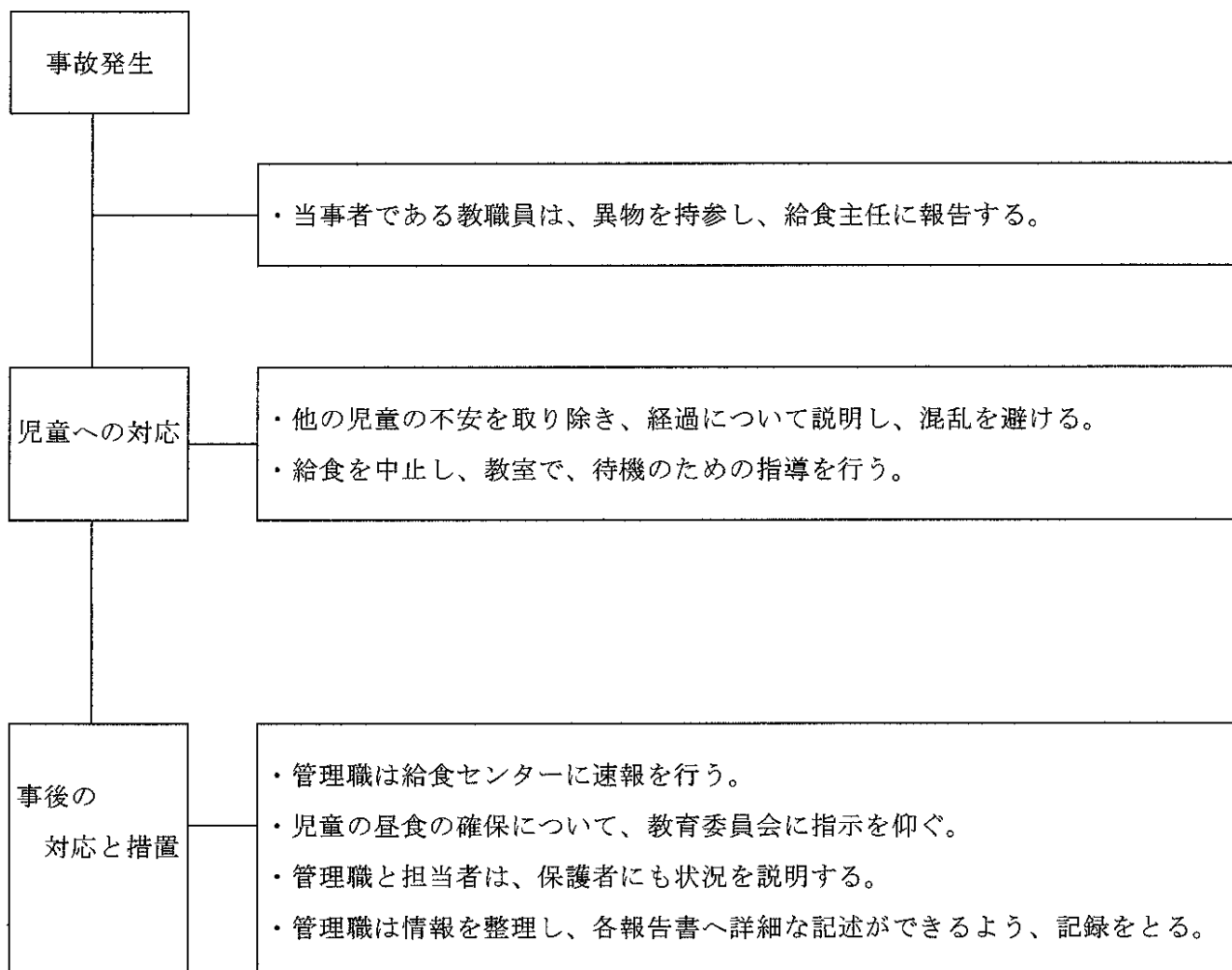
第1体制	学級担任による解決・解消を図る。
第2体制	学年部（低・中・高学年部）による解決・解消を図る。
第3体制	いじめ・不登校対策委員会を設置し、対応して解決・解消を図る。

4. 体制の系統図



常に危機意識を持つ

(14) - 12 給食への異物混入事故発生時の対応



(14) - 13 食物アレルギーの症状が出たときの対応

